

認定特定非営利活動法人オーシャンファミリー海洋自然体験センター

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人オーシャンファミリー海洋自然体験センターの理事及び監事を対象とする役員報酬基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、原則として役員報酬を支給しない。

2 ただし、当法人の理事会および総会に出席した役員、特定非営利活動に関わる事業等に従事した役員には、必要があれば交通費等の実費を支給することができる。

附則

この規程は、令和2年3月15日より施行する。